

# グローバルな知財情報の 電子的流通の実現に向けて

情報システム委員会  
第 1 小委員会\*

**抄 録** グローバル出願の増加、出願国の多様化は、事務管理の負荷やミス等を増大させるため、出願人の大きな悩みとなっている。当委員会の2013年度活動では、出願人が出願国に関わらず知財情報を効率的且つ正確・迅速に取得し、知財情報システムで管理することが出来る環境（知財情報のグローバルな電子的流通）を実現するための1つの解決手法として、五大特許庁とWIPOの書類及び項目について共通化、コード化することを提唱した<sup>1)</sup>。本稿ではその手法がインド、ロシア、ブラジル等の新興国においても適用できるかの検証を行った結果を報告する。併せて、各国庁電子出願システムの現状を調査した上で、今後の知財情報の電子的流通実現に向けての標準ルール作り、特に各国庁のデータのXML<sup>2)</sup>フォーマットでの提供の必要性について提言する。

## 目 次

1. はじめに
2. 各国庁書類・項目のコード化・共通化
  2. 1 新興国の庁書類・項目の調査・検証
  2. 2 庁書類・項目のコード化の効果
  2. 3 庁書類・項目コードのXML適用
3. 各国庁電子出願システムの現状調査
  3. 1 主要国の電子出願システム
  3. 2 主要国以外の電子出願システム
4. 各国庁間における電子情報交換の動向
  4. 1 グローバル・ドシエの進展
  4. 2 WIPO標準
  4. 3 JIPAからの意見発信
5. おわりに

## 1. はじめに

企業活動のグローバル化に伴い、知財分野においてもグローバル出願が増加しているが、このことは出願人の知財管理業務にとって大きな負担となっている。

日本案件においては、日本特許庁提供のイン

ターネット出願ソフトを介して、手続書類や書誌情報を電子的に交換することが一般的であり、市販のシステム連携支援ソフト等を活用すれば、出願人は社内知財管理システムへ知財情報を電子的に取り込むことが容易である。

一方、外国案件については、各国庁毎に諸手続や庁発行の書類形式が異なっていること、各国庁が提供する電子出願サービスに関して出願人と交換する電子データのフォーマット等が共通化されていないことから、全ての国の様式に個別対応した仕様を構築することが難しく、出願人が庁から発行される知財情報を一律に処理できる状況にない。つまり日本の出願人が社内知財管理システムで外国案件のデータを管理するには、紙書類を基にシステムに手入力をするか、或いは電子情報での管理を諦めて台帳などを用いた完全に手作業の管理を行う等、関係者が苦勞しながら模索している状況にある。

\* 2014年度 The First Subcommittee, Information System Committee

そこで当委員会では、社内知財管理システムが、各国庁に散在する知財情報を効率的且つ正確・迅速に取得し、社内知財管理に必要な書誌的事項、応答期限日といった期限情報等を管理項目として取込むために必要な「グローバルでの知財情報の電子流通に関する交通ルール」の確立に向けて研究を行っている。

具体的にその1つは、公報の書誌的事項の識別記号として用いられているInternationally agreed Numbers for the Identification of Data [INID] コードからヒントを得た、「各国庁書類及び項目についての共通化、コード化」である。当委員会は2013年度に、各国庁書類・項目の共通化、コード化の実現可能性を見極めるべく、まずは、出願件数の上位で全世界の出願の80%以上を占める五大特許庁（日・米・欧・中・韓）とWIPOを対象に各国庁書類及び提出書類を収集し、庁書類・項目が共通しているか検証を行った。その研究成果として、収集した五大特許庁の庁書類のうち、出願案件の生死に関する情報を含む書類・項目を対象を絞った上で、庁書類・項目情報を横並びで整理した「各国庁書類・項目対照表」を作成した<sup>1)</sup>。

2つ目の交通ルールの確立としては、各国庁から出願人等に提供される電子データに関して、日本特許庁の電子出願システムで用いられているXMLのような、コンピュータがファイル内の情報を項目として読み取ることができる「ファイルフォーマットへの標準化」である。

本稿では、この「グローバルでの知財情報の電子流通に関する交通ルール」の確立に向けて、五大特許庁及びWIPOの書類並びに項目により策定した「各国庁書類・項目対照表」が新興国にも適応できるかについて検証を行ったので、この結果を報告する。併せて、各国庁から出願人等に提供される電子データの取り込み方法やフォーマット等に関連して、各国庁電子出願システムの現状調査を行ったので、その内容を紹

介する。更に、本格的に動き始めているグローバル・ドシエ・タスクフォースの活動内容からも知財情報のグローバルな電子的流通について、ある一定の方向性が見えてきたが、これに対する要望についても付言する。

## 2. 各国庁書類・項目のコード化・共通化

### 2. 1 新興国の庁書類・項目の調査・検証

各国庁書類・項目を共通化、コード化するという解決手法が実現可能かを検証するために、当委員会は2013年度より五大特許庁とWIPOの庁書類及び提出書類を対象として調査に着手したことは先に述べた通りである。この調査においては、各国庁書類と項目につき、共通の度合いや、バラつきの度合いを分析しやすくするために対照表を作成することにしたが、書類も項目数も膨大であり、現実的な運用を考慮して、出願人にとって管理の必要性が高い、「案件の生死に直結する書類と項目」にのみ絞り込み、マトリックス化することによって、「各国庁書類・項目対照表」を作成した。

そして2014年度は、日本企業の進出先として注目される新興国のうち、インド、ロシア、ブラジルに調査範囲を拡大し、各国の特許制度を参照しつつ、新興国でも同様の書類・項目が存在するかを確認のうへ、五大特許庁及びWIPOデータで作成したマトリックス表に適合可能かの検証を行った。

以下に具体的な2つの事例を紹介する。

1つ目の例は、書類名称だけでは書類の識別ができない例である。

図1はロシア特許庁が発行する『уведомление』といったタイトルの書類である。『出願番号通知』、『実体審査着手通知』、『予備審査完了通知』のように、書類の趣旨が異なるものであっても、書類名は単に『уведом

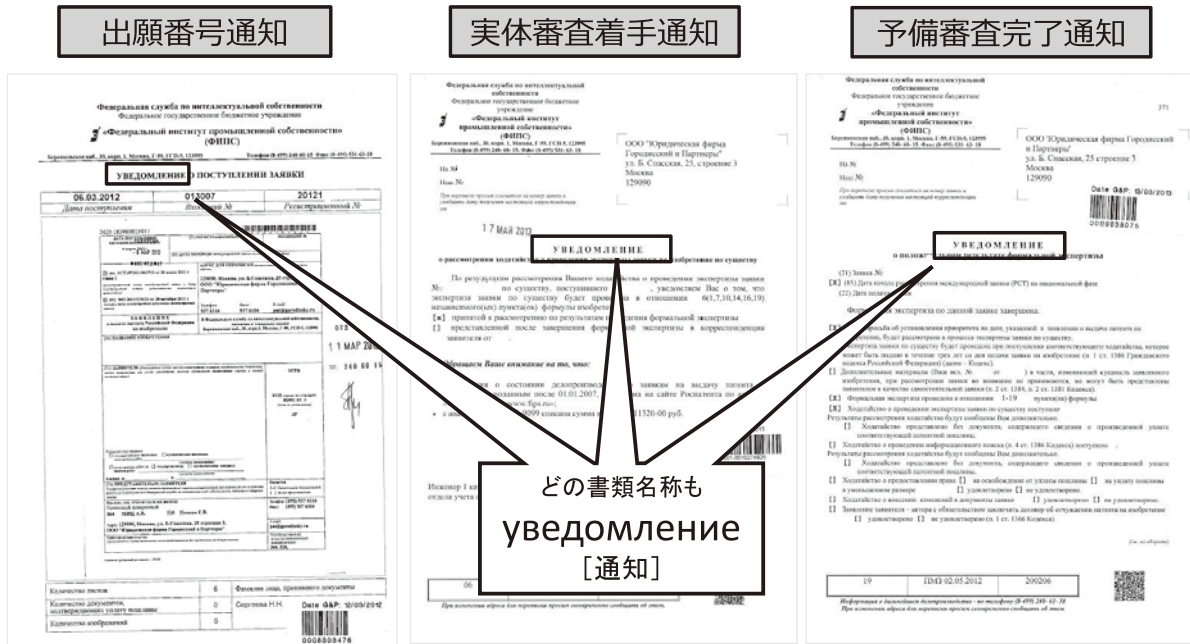


図1 ロシアの庁書類（通知）

『 уведомление [通知]』という意味の単語が記載されているだけである。書類名称だけでは識別が難しく、本文を読まないと判別出来ない。

2つ目の例は庁書類が書面で出願人に通知されない例である。

庁書類の交付方法に関し、庁による実体審査の結果は、必ずしも全ての国において出願人や

代理人に書面で通知されるわけではない。例えばブラジルでは、実体審査の結果は官報 (Revista da Propriedade Industrial [RPI]) や審査報告書をブラジル知財庁 (INPI) に出向いて確認する必要がある。図2はブラジルの官報を示している。ブラジルの官報では、決議の種類 (書類区分) についてコードが付与されているものの、1件の官報において同時期に決定された複数の案件の事項が全て同一書類内に掲載・発表されるようになっており、出願人毎の個別の書類としては発行されない。

ここに紹介したロシア、ブラジルの庁書類のように、ユーザが書類内容を把握するには本文の確認や、官報のモニターが必要な事例もあり、その点で言語能力、各国制度や手続きの知識や熟練度が不可欠であることから、現状のままでは、書類の記載内容を読み取って正確・迅速に管理システムに入力することは、熟練者のスキルに頼った専門業務となっている。一方で、書類様式等に違いはあるものの、各国特許制度の仕組みは大枠で共通していることから、五大特許庁及びWIPOを対象とした各国庁書類・項



図2 ブラジルの官報

表 1 各国庁書類・項目対照表

書類分類	書類名	書類コード	書類種別	項目名	項目コード	JP	US	EP	CN	KR	WO	BR	RU	IN
出願	願書	T001	提出書類	特許願		Application Data Sheet	Request for grant of a European patent	发明专利请求书	특허출원서	願書 List of Documents Filed	Deposito de Pedido de Patente	выдача патента	Form 1. Application for Grant of Patent	
				優先日	I0003	(先の出願の)出願日	Priority Date	Declaration of priority filing date	优先権日	우선권주장일	優先日 Priority Date	Prioridade Data de Depósito	дата приоритета	Priority Particulars of the Application (s) Filed in Convention Country
				国際(PCT)出願日	I0002	-	International Filing Date	-	國際申請日	-	國際出願日	PCT Data de Depósito	Заявка PCT	-
				提出日	I0007	提出日	-	-	-	제출일	-	-	-	-
出願後提出	審査請求書	T002	提出書類	出願審査請求書		-	-	实质审查请求书	심사 청구서	-	Peticao Relacionada com Pedido	Проведение экспертизы заявки	Form 18. Request for Examination	
				提出日	I0007	提出日	-	-	-	제출일	-	-	-	-
拒絶理由	拒絶理由通知	A001	庁発送書類	拒絶理由通知		Non-final Office Action	Communication pursuant to Article 94 (3) EPC	审查意见通知书	의견제출통지서	-	Ciência de Parecer	-	Examination Report	
				出願日	I0001	-	Filing Date	-	申请号或专利号	-	-	Data de Depósito	-	-
				庁発送日	I0008	発送日	Notification Date	Date	发文日	발송일	-	-	-	-
				庁期限日	I0009	-	-	-	-	제출기일	-	-	-	-
	手数料補正命令	A002	庁発送書類	-	-	-	-	-	-	Notification Concerning Payment of Prescribed Fees	-	-	-	-
				出願日	I0001	-	-	-	-	-	國際出願日又は受理の日	-	-	-
				庁発送日	I0008	-	-	-	-	-	発送日	-	-	-
				庁期限日	I0009	-	-	-	-	-	期限	-	-	-
	手続補完命令書	A003	庁発送書類	-	-	-	-	-	-	Invitation to Correct	-	-	-	-
				出願日	I0001	-	-	-	-	-	國際出願日	-	-	-
				庁発送日	I0008	-	-	-	-	-	発送日	-	-	-
				庁期限日	I0009	-	-	-	-	-	期限	-	-	-
手続補正命令書	A004	庁発送書類	-	-	-	-	-	-	Invitation to Amend	-	-	-	-	
			出願日	I0001	-	-	-	-	-	國際出願日	-	-	-	
			庁発送日	I0008	-	-	-	-	-	発送日	-	-	-	
			庁期限日	I0009	-	-	-	-	-	期限	-	-	-	
拒絶査定	拒絶査定通知	A005	庁発送書類	拒絶査定		Final Office Action	Decision to refuse a European Patent application	驳回決定	특허거절결정서	-	PARECER	уведомление	Examination Report	
				出願日	I0001	-	Filing Date	-	-	-	-	Data de Depósito	дата подачи заявки	-
				庁発送日	I0008	発送日	Notification Date	Date	发文日	발송일	-	-	-	-
				庁期限日	I0009	-	-	-	-	-	-	-	-	-
登録査定	登録査定	A006	庁発送書類	-	-	Notice of Allowance	Communication under Rule 71 (3) EPC	授予发明专利權通知書	특허결정서	-	DEFERIMENTO	РЕШЕНИЕ	Examination Report	
				優先日	I0003	-	-	Declaration of priority filing date	-	우선권주장일	-	Prioridade Data de Depósito	дата приоритета	-
				出願日	I0001	-	Filing Date	-	-	-	-	Data de Depósito	дата подачи заявки	-
				庁発送日	I0008	発送日	Mailing Date	Date	发文日	발송일	-	期限日数	-	-
				庁期限日	I0009	-	-	-	-	-	-	-	-	-
登録	特許証	A007	庁発送書類	特許証		Letters Patent	-	发明专利证书	특허증	-	Carta Partent	патент	Patent Certificate	
				優先日	I0003	-	Priority Date	-	-	-	-	Prioridade Data de Depósito	дата приоритета	-
				出願日	I0001	出願日	Filing Date	-	申請日	출원일	-	Data de Depósito	-	Filing Date
				国際(PCT)出願日	I0002	-	International Filing Date	-	-	-	-	PCT Data de Depósito	-	-
				公開日	I0004	-	Publication Date	-	-	-	-	Data de Publicacao	-	-
				提出日	I0007	-	Filing Date	-	-	-	-	-	-	-
登録日	I0006	登録日	Date of Patent	-	-	등록일	-	Expedida	-	Grant Date				

目の対照表を作成する際に定めた要件のように、生死に関わる書類・項目情報に絞れば、五大特許庁及びWIPO以外の国・機関であっても、各国・機関の庁書類・項目を横並びにした対照表を作成することは可能であった。

表1は、五大特許庁及びWIPOに、インド、ロシア、ブラジルを追加した「各国庁書類・項目対照表」である。表の左側1, 2, 4, 5列目が書類や項目に関する情報であり、日本の審査手順を基準に各国の書類および項目に仮想的に3, 6列目に示すコードを付与した。また7～15列目に各国毎の書類名や項目名の現地語を記載した。これによりコードを確認できれば、現地語が分からなくても、書類や項目が何を示しているか、把握できるようになる。だからこそ、本研究で進めている各国庁書類・項目を共通化し、コード化するという手法は、国・言語に関わらず、知財情報を正確に流通させるためにも、有効な手法である。

## 2. 2 庁書類・項目のコード化の効果

前述のように、五大特許庁及びWIPOのみならず新興国においても、生死に関わる書類・項目に絞れば、各国庁書類・項目の共通化、コード化の手法が有効であることを確認したが、最終的に当委員会が目指している知財情報のグローバルな電子的流通の実現を図るためには、各国庁のみならず、出願人・代理人といったステークホルダーにとっても十分に活用が可能な体系化の思想を明確に定義していく必要がある。以下に思想の例をあげる。

1つ目に、コード化する上での思想例をあげる。庁書類のうち、書類名としてではなく、文章中に特許性に対し肯定的か否定的かの庁の判断が記述されている書類において、主文を独立した項目としてコード化する。すなわち、出願人が権利化を進めるにあたって、特許性に対する各国庁の判断が否定的か肯定的かを、庁書類

の書類名や文章を読まずとも、書類コードから判別可能とすることで、庁への応答要否が直感的に分かるようになる。

2つ目の思想例をあげる。庁からの発送書類の種類を“1：通知”や、“2：指令（庁への応答要）”というように細分化するか、または別の類する方法により、書類の種類をコードで明確にすることで、出願人や代理人の案件管理システムにおいて、庁への応答の要否を書類コードから読み取ることが可能となる。応答が必要なものを優先的に処理する為のフィルタリングに特許事務の熟練者を配する必要がなくなり、管理が容易になる。

また、各ステークホルダーが享受できるメリットとして、管理の容易性だけではなく、管理の精度向上も期待できる。3つ目の思想例になるが、各国言語で書かれた書類名をコード化することにより、どの代理人であっても、また、自身で出願案件を管理している出願人であっても、外国語や特許事務の熟練者のスキルに頼ることなく、誰もが再現性のある管理を行うことが可能となる。

更に、代理人に特化した観点で4つ目の思想例をあげる。ある同一の代理人に対し、各クライアントが、書類種別に関して、クライアント毎に僅かな差異がある自社独自ルールを適用するように求めることが多々ある。庁書類、項目が共通化、コード化されれば、クライアント毎のルールに応じて分類しなければならない煩雑さが減り、ミスなく納品することが可能になるメリットを享受できる。

## 2. 3 庁書類・項目コードのXML適用

これまで述べてきたように、庁書類、項目を共通化、コード化することだけでも、各ステークホルダーが享受できるメリットは多い。しかし、単に庁書類、項目を共通化、コード化するだけでは、より高度な目標である、知財情報の

グローバルな電子的流通は達成できない。共通化、コード化された知財情報を流通させ、普及させるためには、その情報技術的な側面についても考慮する必要がある。

共通化、コード化された知財情報を流通・普及させるための技術としては、日本特許庁の電子出願で使用されているXMLが適している。

XML (Extensible Markup Language) は、文書やデータの意味や構造を記述するためのマークアップ言語の1つで、データの要素・属性を“<”と“>”で囲まれたタグとして構造化しながら、それに対応する情報の内容を埋め込むことができる。

図3は、日本特許庁が発行する登録査定为例であり、左側がプリンタブルなドキュメント表示を、右側はそれに対応するXML記述を表示している。例えば、ドキュメント表示の「発送日」

「特許出願の番号」は、<jp:dispatch-date>、<jp:document-id>、等のタグとして定義され、実際のデータ内容もその中に内包されている。

このようにXMLは、データが構造化されて表現されており、コンピュータが情報を項目として読み取ることが出来るため、異なる情報システムの間や、特にインターネットを介してのデータ交換に適している。

よって、本研究で進めている「各国庁書類・項目対照表」に従い共通化、コード化した情報を、XMLを用いて構造データとして流通させれば、生死に関わるような項目のみならず、出願人や代理人が任意に必要とする項目であったとしても、自動的に案件管理システムに取り込むことが容易となり、庁書類、項目をコード化する効果を最大化できると考えられる。つまり、書類・項目をコード化し、更にはXMLを採用

Figure 3 illustrates the correspondence between a printed document and its XML representation. The left side shows a printed document with fields such as '特許出願の番号' (Patent Application No.), '発送日' (Dispatch Date), and '特許出願人' (Applicant). The right side shows the corresponding XML code with tags like <jp:dispatch-date>, <jp:document-id>, and <jp:applicant-name>. Arrows connect the document fields to their respective XML tags.

図3 日本特許庁発行の登録査定とXML

することが出来れば、どのステークホルダーにとっても、迅速且つ正確な知財情報の電子的流通の活性化への効果が期待できる。

### 3. 各国庁電子出願システムの現状調査

#### 3.1 主要国の電子出願システム

前章で述べてきたとおり、2013年度から2014年度にかけての当委員会の活動では、主として各国庁書類・項目につき共通化、コード化を図るというように、いわば知財情報を電子的流通させるうえでの交通ルールの検討を行ってきた。2014年度は、交通ルールを実践できるかを確認するべく、グローバルでの知財情報の電子的流通の基盤となる各国庁の電子出願システムの現状について、五大特許庁及びWIPOの電子出願システムを対象に調査を実施した。

出願、中間、年金で使用されている各サービスでは、単一システムで全ての業務および業務を構成する作業がサポートされているとは限らないので、出願業務と中間業務に関しては、業務を構成する作業と使用されるサービスのマッピングを行った。また、最終的には出願人の案件管理システムにデータを入力することを想定し、必ずしも書類にはこだわらず、検索システム等の他のサービスが利用可能であるかの調査も行った。

この各国庁電子出願システムの現状調査の結果により、各国の中間処理における書類の送受信（庁・代理人／出願人間）がどのように行われているかが明確になった。

表2に調査結果<sup>3)</sup>を整理した。まず、各国の電子出願サービスの形態の違いだが、日本に関しては、インターネット出願ソフトにより、出願も中間も統一的行われているものの、他国においては、必ずしも同様の形態ではないことが確認できた。

例えば米国では、庁からの指令を受信する際

に、WebブラウザでUSPTOのPrivate PAIRにアクセスして書類を取り出すようになっているが、中国では、日本のインターネット出願ソフトと非常に類似したソフトウェア(CPC)をPCにインストールして使用しており、出願・中間の書類を統一的に送受信するようになっている。

また、庁発送書類を閲覧するような場合にもその手段に違いがあり、一般的にビューアを容易に入手可能なPDFがファイルフォーマットの場合もあれば、特許庁が提供する専用ビューアが必要なフォーマットの場合もあった。

更に、出願人が案件管理システムにデータを取り込む観点から見ると、コンピュータ処理に適したXMLでのデータ取得が可能な庁もあれば、そうでない庁もあることが確認出来た。

よって、XMLでのデータ提供をしている外国庁であれば、現地代理人を介して出願人がXMLでデータを取得した上で、そのXMLから必要情報項目を自社の知財管理システム向けに切り出す仕組みを造り込むことは可能ではある。

だが、XMLのフォーマットやタグ名等の定義は、各国庁でばらつきがあるのが現状である。図4は、中国特許庁発行の登録査定とXML記述を示している。日本特許庁のXMLと比較するとデータ量が少なく、またタグとしての定義名も異なっていることが分かる。つまり外国庁のXMLからデータを取り込むプログラムは、各国別の構築と維持が必要になるため、一企業や特許事務所が単独で行うには大き過ぎる負荷と困難が予想される。

その点で言えば、情報プロバイダやシステムベンダー等が、各国庁と顧客企業等との間でフォーマットの相違を吸収した上で、パッケージシステムやサービスとして提供するほうが現実的である。現に日本特許庁以外のデータ取り込みのシステムを個別に構築するベンダー等も存在しつつある。しかしその場合であっても、各庁間のフォーマットの相違に対してベンダーが

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

表2 主要国（五大特許庁+WIPO）の電子出願システム

業務内容	機能・制限	JP	US	EP	KR	CN	WO
出願 審査 請求	接続サービス名 (ソフトウェア名)	インターネット出願 ソフト	EFS-Web eFiler (Webブラウザ, Java Applet)	Online filing (Version 5.08) (PCアプリ)	특허청 특허로 (特許 庁 特許路 Webサ イト)	CPC (PCアプリ)	PCT-SAFE (PCクライ アントソフト) ePCT (Webサイト/試 行版)
	日本から利用可否 /利用条件	可能/電子証明書を 有する国内在住者	可能/有資格者のみ	EPOから発行された smartcardが必要	不可	不可	可
	提出書類の作成・ フォーマット	出願書類をインター ネット出願ソフトに 取り込んで、エラー チェックをする。 エラーが無ければフ ォーマット変換され る	WORD, PDFで作成 (書式ガイドあり) 提出前にフォーマット 検査	明細書: PatXMLで作成 願書用フォーム: EP (1001E2K) その他(異議以外)のフ ォーム: EP (1038E) 異議用フォーム: EP (Oppo)	統合明細書作成ソフト (NK-Editor) を使用 して作成し、提出前に XMLに変換する	CPCアプリ上で、テンプレ ートに必要事項を入力す ることで作成可能 または別途WORD, PDF 等で作成したファイルをア ップロードすることも可能  CPCアプリが内容をチェッ クし庁提出フォーマットに 変換する	テンプレートに必要事項 を入力することで作成可 能。XML, PDF WORDのマクロ付テン プレートでアップすると XMLに変換した状態で アップされる機能あり 以前に作成した別出願を コピーし、適宜修正して 別保存することも可能
	特許庁への書類の 提出	インターネット出願 ソフトからアップロ ード	EFS-Webからアップ ロード	Online filingのFile Managerからアップロード	統合明細書作成ソフト (NK-Editor) の操作?	CPCアプリからアップロ ード	ソフト/ブラウザからで インターネット経由
	提出書類の受領確 認	受領書が戻ってくる (提出単位で)	アップロードから数分 後に電子レシート(日 付, 時間, EFS証明番 号, 出願番号, 確認番 号) ※1時間後には PrivatePAIRに現れる	receipt.pdfおよび xmit-receipt.xml		受領書(XML形式) が返 ってくる →現物は未確認	受領書(PDF形式) が返 ってくる リスト画面に出願番号等 が付与される
	庁発送書類の種別 識別	ファイル名	IFW Document Code			ファイル名では識別でき なさそう → ZIPを解いて中 のlist.xmlを読み取るこ とで可能 書類の左下にある6桁の数字 は書類フォーマットコード	ダウンロードしたファイ ル名称では識別不可
	書類提出単件こと 提出or複数件一括 提出可能?	一括提出可	1件ごと	一括提出可能		たぶん可能(複数IFという メニューがある)	単件
中間 処理	接続サービス名 (ソフトウェア名)	「出願」に同じ	e-Office Action (Private PAIR)	Mailbox(庁発送書類の受領) 書類の提出は「出願」に同じ		「出願」に同じ	ePCT (Webサイト/試 行版)
	日本から利用可否 /利用条件	可能/電子証明書を 有する国内在住者	可能/要電子証明書/ 有資格者のみ	「出願」に同じ	「出願」に同じ	「出願」に同じ	「出願」に同じ
	提出書類の作成・ フォーマット	「出願」に同じ	おそらく「出願」に類 似	「出願」に同じ	「出願」に同じ	おそらく「出願」に同じ	「出願」に同じ
	特許庁への書類の 提出	「出願」に同じ	Registered e-Filer (EFS-Web) からア ップロード	作成: 書誌情報はOnline FilingのフォームEP (1038E) で入力し, ドキ ュメントはPatXMLで作成 したものを添付する 提出: File Managerの操 作による	「出願」に同じ	おそらく「出願」に同じ	「出願」に同じ
	提出書類の受領確 認	「出願」に同じ	電子メールでack(確 認) が返ってくる	「出願」に同じ	「出願」に同じ	おそらく「出願」に同じ	「出願」に同じ
	庁発送書類の種別 識別	「出願」に同じ	XMLファイル中に IFW Doc Codeが記述 されている 例) O.A.EMAIL → Email Notification ABN → Abandonment CTFR → Final Rejection	Mailboxのファイル名は下 記形式 user reference-legal/postal date-EPO application number-EPO document ID	不明	おそらく「出願」に同じ	実物を確認はしていない が, 恐らく出願と同じ
	庁発送書類の有無 チェック	インターネット出願 ソフトで人手で庁書 類の有無を確認する (週一, 火曜日が多い)	e-Office Actionで通知 を受け, Private PAIRで書類 取り出し  ※7日経っても取り出 さないと郵便が届く	Mailboxで受信 10daysルール	Webサイト上でログ イン後, TO-DOを確 認できる (要確認) メール, SMSによる通知があ ったはず	CPCアプリで人手で庁書類 の有無を確認する ※代理人は日に3回くらい チェックするらしい	Mailboxで受信 STATUS画面で確認
	庁発送書類の受 領, 閲覧	インターネット出願 ソフトでダウンロード 画面で表示	Private PAIRはから ダウンロード (複数OAの一括ダウ ンロード可)	転送不可 転送する場合はローカルに ダウンロードする必要があ る	Webサイトにログイン して, 書類をダウ ンロードし, 閲覧ソフト (NViewFile) に書類 で, 表示・印刷する	CPCアプリでダウンロード 画面で表示	STATUS画面で確認
	庁発送書類の Export	XML, HTMLフォ ーマットになる	PDF形式ファイルの ダウンロード	pdf形式のダウンロード 一括ダウンロードの場合は zip化される	Webサイトからダウ ンロードした時点で zipファイル	ZIPファイル。中は階層構 造になっており, XML形 式のデータシートと, フ ォルダに分けて庁書類のス キャン画像(tif形式) が含 まれる	PDF
	データ項目自動読 み込みの可能性	XMLまたはHTML タグを手がかりにデ ータ切り出しは可能 タグ付けされた項目 も一番多い	XMLからデータを切 り出すことは可能 タグ付けされた項目は まだ少ない	不明	XMLデータから可能 と推察される タグ付けデータは未確 認	XMLからデータを切り出 すことは可能 タグ付けされた項目はまだ 少ない	Status reportはXMLと PDF形式 タグ付けデータは未確認
参考URL (文末注記欄参照)		3)-①JPO	3)-②USPTO	3)-③EPO	3)-④KIPO	3)-⑤SIPO	3)-⑥WIPO



国ごとに対応することに変わりはない。

以上のように、各国庁の電子出願システムの現状を調査した結果、各国庁書類・項目を共通化、コード化するうえで必要となる基盤において、依然としてバラつきがあることが確認出来た。

だが、前章の結びの部分でも述べたとおり、グローバルな知財情報の電子的流通を実現させるためには、コンピュータによるデータ処理に適したフォーマットであるXMLに統一し、そのXMLのフォーマットやタグ情報等の定義に関して、共通ルール化が図られることが望まれる。

### 3.2 主要国以外の電子出願システム

ここまで五大特許庁及びWIPOの電子出願システムの現状調査結果を紹介してきたが、ここからは、主要国以外の電子出願システムにも目を向けたい。

特許庁からの委託を受け、一般社団法人発明推進協会が2014年10月に開催した「カントリーレポート発表会」は、新興国の各国庁より派遣

された研修生が自国の庁システムの現状と将来計画について報告するものだが、この内容に基づき、新興国における電子出願システムおよび庁内システムの現状を紹介する。

表3はカントリーレポートでの報告内容を基に本委員会にて編集した表である。各新興国では、WIPOが提供する後述のIndustrial Property Administration System [IPAS] を利用して庁内システムの電子化が進みつつある一方で、出願人からの電子出願を受付可能な国はまだそれほど多くはないようである。だが今後、各新興国の庁内システムの電子化が進行すれば、次の段階として、出願人からの書類も電子的に取り込もうとする動きが出てくると思われる。

また、国による知財権に対する力の入れ方の違いが電子出願の利用の有無に関係しているといった相関関係の検証は行っていないが、独自の庁内システムを導入している国では、電子出願を利用できる場合が多い傾向にあると言える。

なお、2014年の特許・情報フェア&コンファ

中华人民共和国国家知识产权局

100033  
北京市金融街35号国际企业大厦A座16层 北京三友知识产权代理有限公司  
有限公司  
党晓林 王小东

发文日: 2014年12月09日

申请号或专利号: 201110078933.9 发文序号: 2014120400048590

申请人或专利权人: [Redacted]

发明创造名称: 图像形成设备和开闭装置

办理登记手续通知书

根据专利法实施细则第64条及国家知识产权局第75号公告的规定 申请人应当于2015年02月26日以前缴纳以下费用:

专利登记费	250.0元	
第5年度年费	1200.0元	无费减(减缓标记)
专利证书印花税	5.0元	
已缴费用	0元	
应缴费用	1455.0元	

申请人按期缴纳上述费用的, 国家知识产权局将在专利登记簿上登记专利权的授予, 颁发专利证书, 并予以公告, 专利权自公告之日起生效。

```

<notice_sent_serial name="发文序列号">2014120400048590</notice_sent_serial>
<notice_sent_date name="发文日期">20141209</notice_sent_date>
<notice_sent_type name="发文类型">0</notice_sent_type>
</notice_sent>
<notice name="通知单基本信息">
  <notice_serial name="发文序列号">2014120400048590</notice_serial>
  <notice_sent_date name="发文日期">20141209</notice_sent_date>
  <notice_sent_type name="发文类型">0</notice_sent_type>
</notice>
<application number name="申请号或专利号">2011100789339</application_number>
<applicant_info name="申请人信息">
  <invention_title name="发明创造名称">图像形成设备和开闭装置</invention_title>
  <patent_agency name="代理机构信息">
    <agency_name name="代理机构名称">北京三友知识产权代理有限公司</agency_name>
    <agency_code name="代理机构代码">11127</agency_code>
  </patent_agency>
  <agent_info seq="1" name="第一代理人信息">
    <agent_name name="代理人姓名">党晓林</agent_name>
    <agent_workid name="代理人工作证号">1112700643.9</agent_workid>
    <agent_phone name="代理人电话">010-88091921</agent_phone>
  </agent_info>
  <agent_info seq="2" name="第二代理人信息">
    <agent_name name="代理人姓名">王小东</agent_name>
    <agent_workid name="代理人工作证号">1112708231.4</agent_workid>
    <agent_phone name="代理人电话">010-88091921</agent_phone>
  </agent_info>
</applicant_info>
<pay_deadline_date name="办理登记手续截止日期">20150226</pay_deadline_date>
<fee_all name="所有费用信息">
  <fee_info>
    <fee seq="1">
      <fee_name name="费用种类">登记费</fee_name>
      <fee_amount name="金额">250.0</fee_amount>
    </fee>
    <fee seq="2">
      <fee_name name="费用种类">年费</fee_name>
      <fee_amount name="金额">1200.0</fee_amount>
    </fee>
    <fee seq="3">
      <fee_name name="费用种类">印花费</fee_name>
      <fee_amount name="金额">5.0</fee_amount>
    </fee>
  </fee_info>
  <fee_paid name="已缴费用">0</fee_paid>
  <fee_payable name="应缴费用">1455.0</fee_payable>
  <annual_year name="缴纳年度">5</annual_year>
</fee_all>
    
```

図4 中国特許庁発行の登録査定とXML

表3 新興国の電子化状況

国名	国コード	電子出願システムの有無	庁内システム	公衆向けのオンラインでの知財情報提供	2013年出願件数		
					特許	意匠	商標
バングラデシュ	BD	無し	IPAS (2012年6月より、新規の特許、意匠、商標出願はIPASを通じて受理するようになっている。)	無し	303	1,232	11,581
ボツワナ	BW	無し	IPAS		17	13	1,073
ブルネイ	BN	無し	IPAS		38	11	1,135
カンボジア	KH	無し	IPAS		82	88	5,854
チリ	CL	有り	IPAS	有り	3,076		49,049
インド	IN	有り (2007年7月～)	独自システム	有り	42,960		
インドネシア	ID	“WIPO File” を利用予定	IPAS		7,780	4,256	62,813
ケニア	KE	無し	IPAS	有り	96	86	3,975
ラオス	LA	無し	IPAS	無し	71	25	2,566
マレーシア	MY	有り	独自システム (ITMS, SOPRANO他)	有り	7,350	2,053	32,225
メキシコ	MX	有り	独自システム (SAGPAT, SIGMAR, SIGAPPI他)	有り	15,444	4,011	107,063
モンゴル	MN	有り	独自システム (IPOM, GPDM他)	有り	265	128	1,779
ミャンマー	MM	無し	“IPAS” を利用予定	無し	—	—	5,082
パキスタン	PK	無し	IPAS	有り	934	464	20,822
パプア・ニューギニア	PG	無し	IPAS	無し	75	1	3,200
フィリピン	PH	2015年完成?	IPAS IIPMS	有り	3,074	1,337	22,108
タイ	TH	無し	独自システム	有り	11,209		46,097
ベトナム	VN	有り	IPAS 独自システム	有り	3,959		
ARIPO	AP	有り	独自システム (Polite+)	有り	700	220	320
OAPI	OA	?	?	有り	552	370	4,397

2014年発明推進協会主催 カントリーレポート資料をもとに、当小委員会が作成

レンスでの『WIPOの取組と知財情報』<sup>4)</sup>によると、WIPOは受理、分類、審査、公開、通知、登録、文書のデジタル化を含む主要な業務プロセスをサポートする汎用・カスタマイズ可能なソフトウェア（IPAS他）を提供しており、2013年時点で、61カ国がWIPOのシステムプラットフォームを利用してシステム構築を行っている。WIPOが提供しているソフトウェアは、受理もサポート対象としていることから、今後、各新興国において電子出願が普及していくことが期待される。

また、WIPOがIPASと共に提供するWIPO Scanは、OCRを利用した出願書類の電子化システムだが、作成されるデータはWIPOが定め

たXMLフォーマットで作成されるため、WIPOはWIPO Scanを利用する国々とXMLファイルでのデータのやり取りが可能になっている。

## 4. 各国庁間における電子情報交換の動向

### 4.1 グローバル・ドシエの進展

五大特許庁、WIPO、そして各新興国の電子出願システムの現状調査の結果から、各国庁より出願人や代理人等に対して電子データを送受信するインフラは構築されつつあるものの、現状では細部に相違があることは前述のとおりである。

一方で、近年のグローバル出願増加に伴う審査重複は、庁側の審査負担を増大させており、各国庁間における審査情報共有によるワークシェアリングは不可欠の状況である。

五大特許庁は、各国庁が保有する出願・審査書類情報（ドシエ情報）へのアクセス性を高め、特許庁における審査業務の効率化を図るため、審査官向けのワンポータル・ドシエ（One Portal Dossier [OPD]）を2013年に完成させた。

更に、五大特許庁は、2012年の五大特許庁長官会合において、グローバル・ドシエ構想に基づくグローバル・ドシエ・タスクフォース（Global Dossier Task Force [GDTF]）を設置した。グローバル・ドシエ構想では、各国庁の審査官や職員のみならず、出願人や一般公衆を含む知的財産に関わる全てのステークホルダーにとって役立つサービスを提供することも目的としているため、複数の国への出願手続を容易にするサービス（クロスファイリング）や、一般公衆向けのOPDの開発が各国庁で進められている<sup>5)</sup>。

このように、グローバル・ドシエ構想に基づき、各国庁が保有する情報を、庁同士のみならず、出願人や代理人との間においても相互利用することが進展しているが、当然のことながら、そのためには書類様式やデータフォーマットを標準化する必要がある。日本特許庁も2013年の特許行政年次報告書<sup>6)</sup>において、各国庁のシステムにおける情報フォーマットを国際的に標準化する必要性について述べている。

## 4. 2 WIPO標準

WIPOでは、知的財産権に関連する種々の情報の国際間での交換を促進するため、表記法やデータのフォーマット等に関する種々のルールを策定しており、これらはWIPO標準と呼ばれている。このWIPO標準の代表的な例では、国・地域を簡潔かつ分かりやすく表示するために、

それに対応するアルファベット2文字のコード（例：JP 日本）を規定するST. 3や、公報に記載される文献種別コードに関するST. 16等がある。

異なる情報システム間やインターネットを介するデータ交換に適するXMLフォーマットに関しては、ST. 36(特許)、ST. 66(商標)、ST. 86(意匠)等により各国庁にその利用が推奨されてきたが、ST. 36とST. 66・86ではその定義に不整合があり、またST. 36では各国固有の書類への適用が難しい等の問題があることもあり、各国対応の足並みが揃わない状況があった。

そこでWIPOは2010年にWIPO標準委員会（Committee on WIPO Standards : CWS）<sup>7)</sup>を立上げながら、各国庁間における審査情報共有を念頭にデータ交換や二次利用に重点を置いた四法統一の新しいXML標準であるST. 96を策定した。XMLに基づく電子出願を受け付けていない米国特許庁は、現在その改善に向けてThe Patent End to End project (PE2E)を開始しているが、その中で庁システムのST. 96対応を進めている。また、これまでXMLに関して独自フォーマットを採用していた韓国もST. 96への切り換えを進める等、主要国におけるWIPO標準への準拠は進みつつある<sup>8)、9)</sup>。

2章でも述べたように、「各国庁書類・項目対照表」を共通コード化し、更にはXML化された庁書類のファイルにタグを埋め込むことで、出願人等のユーザが任意に必要とする項目を、ユーザが保有する案件管理システムへ自動的に取り込むことも可能となることから、ユーザたる出願人の立場としては、WIPO標準を軸にしたデータ交換フォーマットの統一を各国庁に対して要請していくべきと考える。

## 4. 3 JIPAからの意見発信

2015年1月に中国の蘇州において、第二回GDTF会合が開催され、JIPAからは国際政策プロジェクト、及び情報システム委員会メンバ

ーが出席し、日本のユーザ団体の立場から、意見発信を行った<sup>10)</sup>。具体的には、グローバル・ドシエの活用によりユーザ側の作業負荷、コスト等を低減させることを念頭に、以下の4項目について要望した(原文はGDTFのサイト<sup>10)</sup>の「User requests on Global Dossier (presented by JIPA)」の5頁目を参照されたい)。

1. グローバル・ドシエにより、第1国庁での審査情報を第2国庁が参照できることを前提に、出願人及び代理人が第1国庁の審査書類を第2国庁に提出することを不要に。(例えば、米国におけるIDS等を簡略化する)
2. グローバル・ドシエ経由での書誌情報(出願人名、住所等)の修正
3. 庁情報の追加提供: 応答期限の日付表示, 生死情報 (dead or alive)
4. 出願関連情報のXMLでの情報提供

また、同会合では、日本特許庁から五大特許庁に対して、全ての出願関連情報をタグ付された機械的に読み取り可能なデータ(例えばXML)で出願人に提供すべきとの提案がなされた。

その結果、同会合としては、各国庁や各国のユーザ団体より提出された様々な要望のうち、最終的に五大特許庁として今後取組む事項として10項目が合意されたが、以下の5項目が5極のユーザ団体として合意した優先課題であり、これら各課題について今後、五大特許庁が分担して取り組むこととなった(原文はGDTFのサイト<sup>10)</sup>の「Summary from industry (presented by IP5 Industry)」の2頁目を参照されたい)。

1. リアルタイムでのリーガルステータスの提供
2. アラート監視サービス
3. 出願人へのXMLでの全データ提供
4. 概念実証(POC)の試行として、出願人の住所変更
5. 出願人名の標準化

このように、GDTFの会合の場を含め、これ

までJIPAから日本特許庁等に対して、本稿のテーマに関する意見発信を行ってきたが、その結果、出願人へのXMLでの全データ提供が今後の優先課題として設定されることになったのは、知財情報の電子流通の活性化に向けての第一歩となったと考える。今後もユーザ側のニーズが盛り込まれるよう、継続して意見発信を続けていきたい。

## 5. おわりに

2014年度の当委員会の活動を通じて、現在のところ、各国庁の電子出願システムやデータ様式等は各国毎で異なるものの、各国庁から出願人や代理人等に対して電子データを送受信するインフラ、すなわち、電子流通のためのパイプは構築されつつあることがわかった。

この電子流通のパイプを通る情報として、各国庁が保有する情報が、庁同士のみならず、出願人や代理人との間においても相互利用されるためには、書類様式やデータフォーマットを標準化する必要があるが、WIPO標準がその中心的な役割を果たすべきであると考えている。

また、グローバル・ドシエ等の進展の中で、五大特許庁をはじめとする主要国においては、XMLを含めWIPO標準への準拠の機運が高まっており、更には、WIPOの各国庁へのシステム支援の結果、WIPO標準と親和性の高い庁内システムをもつ新興国も増えているものと見受けられる。

このような動向の中で、今後、知財情報のグローバルな電子的流通を少しでも早く実現出来るようにするため、我々の研究成果である「各国庁書類・項目対照表」の内容を、何らかの形でWIPO標準に反映されるように、GDTFの会合に代表されるような各ステークホルダーとの意見交換の場を通じ、継続して働きかけを行っていきたい。

本稿は、2014年度情報システム委員会第1小

委員会のメンバーである竹下浩之（キヤノン，小委員長），塩野谷孝夫（本田技研工業，小委員長補佐），加藤政仁（ブラザー工業），鈴木信雄（富士ゼロックス），金澤義博（セイコーエプソン），松本朋子（富士フイルム），片山博子（住友化学），小幡宗臣（パナソニック），宮本岳志（日本電気），森田修司（富士通）が執筆した。

## 注 記

- 1) 知財管理, Vol.64, No.8, pp.1216-1228 (2014)  
「グローバルな知財情報の効率的かつ正確・迅速なデータ処理方法の研究」
- 2) IT用語辞典 e-Words [XML(Extensible Markup Language)]  
<http://e-words.jp/w/XML.html>
- 3) 電子出願システム調査に使用した各国庁のWebサイト等

### ①JPO :

<http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/>

### ②USPTO :

<http://www.uspto.gov/patent>

<http://www.uspto.gov/patents-application-process/applying-online/efs-web-guidance-and-resources>

<http://www.uspto.gov/patents-application-process/checking-application-status/check-filing-status-your-patent-application>

### ③EPO :

<https://www.epo.org/applying/online-services.html>

### ④KIPO :

<http://www.patent.go.kr/portal/Main.do>

### ⑤SIPO :

<http://www.cponline.gov.cn/>

<http://publicquery.sipo.gov.cn/>

### ⑥WIPO :

<https://pct.wipo.int/LoginForms/epct.jsp>

「Application Body Converter ePCT版 / Stand-alone版 ご利用ガイド」長谷部 旭陽

- 4) 2014 特許・情報フェア&コンファレンス発表資料「WIPOの取組と知財情報」2.5 開発支援（スライド46～48）

<http://www.japio.or.jp/fair/files/2014/201403wipo.pdf>

- 5) 第8回五大特許庁長官会合（2015年5月）日本特許庁作成「Public Access to OPD」

<http://www.fiveipoffices.org/industry-consultation/may2015/accessopd.pdf>

- 6) 特許行政年次報告書2013年版  
第6章 2. グローバルなIT化に向けた取組  
[https://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/toushin/nenji/nenpou2013\\_index.htm](https://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/toushin/nenji/nenpou2013_index.htm)

- 7) Committee on WIPO Standards (CWS)

<http://www.wipo.int/cws/en/>

- 8) Committee on WIPO Standards (CWS) : Fourth Session

[http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=32084](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=32084)

- 9) JETRO SEOUL知的財産ニュース：世界特許情報標準（ST. 96）の統合…韓国と米国が主導  
[http://www.jetro-ipr.or.kr/newsSearch\\_view.asp?news\\_idx=4257&syearch=1999&smoonth=1&eday=1&eyearch=2013&emonth=7&eday=11&keyword=&page=1](http://www.jetro-ipr.or.kr/newsSearch_view.asp?news_idx=4257&syearch=1999&smoonth=1&eday=1&eyearch=2013&emonth=7&eday=11&keyword=&page=1)

- 10) Second Global Dossier Task Force (GDTF) meeting, January 2015, SIPO, Suzhou  
<http://www.fiveipoffices.org/industry-consultation/gdtf2015.html>

（Web参照日：2015年6月18日）

（原稿受領日 2015年6月30日）